

As a major trading country Japan will actively promote trade facilitation measures. Free and fair trade is one of the essentials for global economic growth

## 国際的な取組み

自由で公正な貿易は世界経済成長の源泉であり、我が国は、従来から、WTO(世界貿易機関)を中心とする多角的な自由貿易体制を推進しています。また、経済連携交渉についても、政府全体として積極的に進めてきています。

自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制を維持・強化することを目指して、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進していきます。

また、貿易大国である我が国として、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みます。

### contents

- 国際貿易の発展に向けたグローバルな取組み P42
- 税関行政の国際協力 P44
- 日本税関は技術協力の先頭に立っています P46



2017年1月 第8回EU税関協力合同委員会 東京



## 国際貿易の秩序ある発展に向けた交渉

関税制度や通関行政を所管する関税局は、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進することにより、国際貿易の秩序ある発展に貢献していきます。



第13回WTO閣僚会議(写真引用元:WTOホームページ)

### WTOにおける取組

WTOは世界の多角的自由貿易体制の要です。一部の国で見られる保護主義的な動きに対応すると同時に、我が国の国内産業への適切な配慮を行うため、従来から、他国のWTO協定違反行為に対する紛争解決手続きへの付議、セーフガード措置等の活用、貿易政策検討会合での議論等、様々なWTOの政策手段を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化への取組を進めてきました。

近年は、WTOが保護主義や不公正な貿易慣行、及び、技術革新等がもたらす新たな課題に十分に対応できていないことも踏まえ、WTO改革に向けた取組が行われています。例えば、上訴レビューを含む紛争解決手続きの改革について加盟国間で議論が継続しているほか、2024年7月にはWTO電子商取引共同声明イニシアティブにお

ける5年間の交渉を経て、参加国・地域は、電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成しました。

また、2017年2月に発効したWTO貿易円滑化協定は、1995年のWTO設立以降初めて全加盟国・地域(2025年2月時点のWTO加盟国・地域は166)が参加して新たに作成された協定で、ドーハ・ラウンド交渉の重要な成果の一つです。同協定の発効により、税関手続等の透明化・迅速化等を通じ、世界的な貿易の円滑化に向けた大きな効果が期待できます。受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、引き続き各國・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、未受諾国への受諾に向けた取組を促していきます。

- 貿易円滑化協定の主要な内容**
- (1) 各国が実施すべき措置
    - 貿易規則の透明性の向上に関する措置
    - 貿易手続のインターネット公表
    - 貨物輸入前に品目分類等を教示する制度(事前教示制度)の導入等
    - 税関手続の迅速化・簡素化に関する措置
    - 貨物到着前の申告・審査やリスクに応じた審査の導入
    - 貿易関連手続のシングル・ウインドウ化等
  - (2) 開発途上国に係る協定実施上の優遇的取扱い
    - 協定の定める義務についての猶予期間を自ら設定できる
    - 先進国、国際機関等からの技術協力等を求めることができる等
  - (3) WTO紛争解決手続きの適用等

- 期待される効果**
- 生産過程を国際展開している我が国企業の経済活動を後押し
  - 貿易取引コスト削減による貿易・投資の拡大
  - 多角的貿易体制の更なる強化を積極的に推進

日本経済、世界経済の成長の安定的発展に寄与



## 経済連携の推進

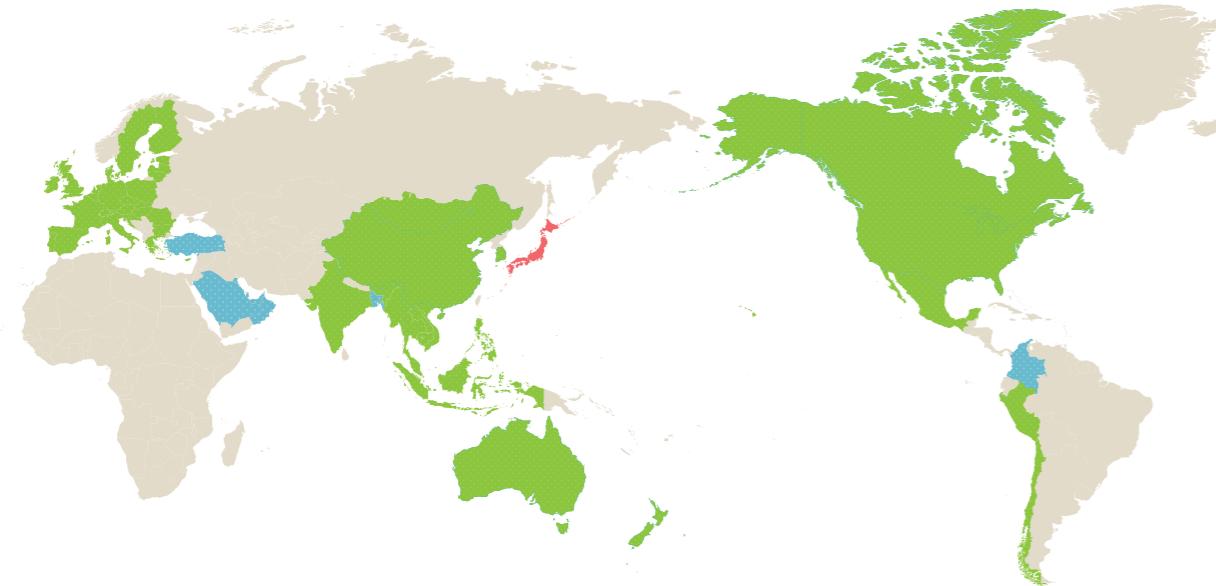
我が国では、2025年5月現在、24か国・地域との間で21の経済連携協定(EPA)等が発効済み・署名済みです。

2022年1月に我が国にとって中国及び韓国との初のEPAとなるRCEP協定が発効しました。これにより、2018年12月に発効したCPTPP、2019年2月に発効した日EU・EPA、2020年1月に発効した日米貿易協定・日米デジタル貿易協定、加えて2021年1月にEUを離脱した英国との間で発効した日英EPAを含めて、我が国のEPA等の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は約79%となりました。こうした経済連携の強化は、我が国の経済成長への貢献が期待されると同時に、自由貿易を更に推進していくとの我が国の意思を世界に発信するものであり、その他の経済連携についても、交渉を引き続き推進していきます。

また、EPAの利用機会の更なる拡大が見込まれ

ることを踏まえ、税関HPの拡充や税関相談への対応、官民関連団体との連携等を通じ、より一層の利用促進に向けた支援も引き続き行ってまいります。2021年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」においても、「その他の経済連携交渉についても、戦略的観点を踏まえながら、スピード感を持って推進」し、「国内ではEPAの利活用促進に取り組み、その一環として、相手国の制度等を考慮しつつ、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備を推進する」こととされており、こうした政府全体の方針を踏まえ、関税局は関税制度・通関制度を所管する立場から、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

### 経済連携交渉の状況



#### 発効済又は署名済

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、イス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP12、CPTPP、EU、米国、英国、RCEP

#### 交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ、バングラデシュ、GCC、UAE

[2025年5月現在]



RCEP協定署名式(2020年11月15日)  
(首相官邸ホームページより)

### 参考

財務省は外務省・経済産業省・農林水産省とともに、共同議長4省の一角として経済連携交渉に参加しています。

特に関税制度(EPAに基づくセーフガードや関税割当等)、協定発効に伴う関税関係国内法令の整備等や税関行政等を所管する立場から、税関手続(情報交換、税関協力、貿易円滑化等)、原産地規則、財務省所管物資(酒、たばこ、塩)の関税、非関税措置、知的財産の国境措置等に係る交渉等を担当しています。



日英EPA署名式(2020年10月23日)  
(外務省ホームページより)

### 各国との経済連携の進捗状況

2025年5月時点

#### 発効済

- シンガポール (2002年11月(2007年9月改正))
- メキシコ (2005年(2012年4月改正))
- マレーシア (2006年7月)
- チリ (2007年9月)
- タイ (2007年11月)
- インドネシア (2008年7月)
- ブルネイ (2008年7月)
- ASEAN (2008年12月(2020年8月改正))
- フィリピン (2008年12月)
- イス (2009年9月)
- ベトナム (2009年10月)
- インド (2011年8月)
- ペルー (2012年3月)
- 豪州 (2015年1月)
- モンゴル (2016年6月)
- CPTPP (2018年12月)
- EU (2019年2月)
- 米国 (2020年1月)
- 英国 (2021年1月)
- RCEP (2022年1月)

#### 署名済

- TPP12 (2016年2月署名)

#### 交渉中

- コロンビア
- 日中韓
- トルコ
- バングラデシュ
- GCC
- UAE (韓国、カナダは中断中)

(注1) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定)：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ(計12か国)。

(注2) CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、英国(計12か国)。

発効済国：カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ(2018年12月)、ベトナム(2019年1月)、ペルー(2021年9月)、マレーシア(2022年11月)、チリ(2023年2月)、ブルネイ(2023年7月)、英国(2024年12月)。

(注3) RCEP(地域的な包括的経済連携)：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランド(計15ヶ国)。

発効済国：ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、日本、中国、豪州、ニュージーランド(2022年1月)、韓国(2022年2月)、マレーシア(2022年3月)、インドネシア(2023年1月)、フィリピン(2023年6月)。

(注4) GCC(湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。2024年に交渉再開予定。

## 国際貿易の発展に向けたグローバルな取組み

関税局・税関では、国際貿易の秩序ある発展に向けて、諸外国の税関当局との関係強化に取り組んでいます。

### APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation)

アジア太平洋経済協力



アジア太平洋地域の貿易円滑化のために

APECは、アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化・円滑化の推進を中心に経済協力を議論するフォーラムです。関税局は、貿易・投資委員会の下に設置されている税関手続小委員会を中心に参加

しており、域内の税関手続の調和・簡素化を通じた貿易円滑化及び国際貿易の安全確保のための取組を行っています。具体的には、税関手続のデジタル化の推進、社会悪物品や知的財産侵害

物品の水際取締強化等のリスク管理能力の向上に係る取組に参画するなど、アジア太平洋地域のさらなる貿易円滑化・税関行政の近代化の推進に貢献しています。



2024年2月 2024年APEC第1回税関手続小委員会 ペルー・リマ

## 各国税関との協力

### 税関当局間の情報交換等に関する取組

税関当局間において、不正薬物等の密輸防止及び知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした情報交換等の相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた政府間協定（税関相互支援協定）の締結等を推進しています。我が国は、2025年3月末時点で、41か国・地域との間でこのような枠組みを構築しています。

### 日本と各国税関の最近の税関協力会議等

関税局は、主要国の税関当局との間で、関係強化を図るため、WCOの定期会合やその他の多くの場において、様々なレベルでの意見交換を継続的に行ってています。2024年5月には、第33回日韓税関協力会議を東京において開催するなど、税関間の更なる協力強化について意見交換を行いました。



### ASEM (Asia-Europe Meeting)

アジア欧州会合



アジア・欧州間における更なる協力の推進

ASEMは、アジア・欧州間の政治、経済、社会・文化等の分野における協力関係の強化を目的としたフォーラムです。関税局は、関税局長・長官会合及びその下に設置されている税関作業部会に参加しています。関税局長・長官会合は2年毎に開催され、我が国は、先端技術を活用した効果的・効率的な水

際取締りに関する取組を主導するなど、アジア・欧州間の税関協力に中心的な役割を果たしています。なお、新型コロナウイルス感染症の流行以降関税局長・長官会合及び税関作業部会の開催は延期されています。



2019年10月 第13回ASEM関税局長・長官会合 ベトナム・ハロン

## 税関行政の国際協力

国際的な税関手続の調和・統一及び国際協力を進めることにより、国際貿易の一層の発展を実現していきます。



### 世界税関機構

#### WCO (World Customs Organization)

##### WCO(世界税関機構)における取組

国際貿易の増大に伴い、関税分類や税関手続の分野における国際的な調和・統一及び税関行政の国際協力の推進はますます重要な要素となっています。例えば、貿易の際の輸出国での手続、輸入国での手續がバラバラでは、貿易に手間とコストがかかります。また、麻薬や知的財産侵害物品等、我が国の安全、経済に多大な影響を及ぼす問題については、国際的な協力が不可欠です。このような問題に早くから取り組んでいる税関に関する国際機関として、WCOがあります。



### WCOとは

WCOは、各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的とする国際機関として、1952年に設立されました（本部：ブリュッセル・ベルギー）。主な任務としては、1) 関税分類や税関手続に関する諸条約の作成・見直しを行い、これらの統一的解釈を示すこと、2) 国際貿易の安全確保及び円滑化に関するガイドライン等を作成・推進すること、3) WTO(世界貿易機関)が主管する関税評価及

び原産地規則に係る協定の統一的解釈及び適用のため、技術的検討を行うこと及び、4) 不正薬物及び知的財産侵害物品等の国際的な監視・取締りの協力、関税技術協力の推進等に取り組むこと、があります。我が国は1964年に加入し、それ以来、関税局はWCOと連携・協力を図りながら、税関制度の調和・統一及び税関行政に関する国際協力を推進しています。

#### WCO事務局組織

事務総局長  
Secretary General  
イアン・サンダース(米国)  
Ian Saunders - US -

事務総局次長  
Deputy Secretary General  
R.トレビーニョ(メキシコ)  
R. Treviño - Mexico -

関税・貿易局  
Tariff and Trade affairs

キャパシティ・ビルディング局  
Capacity Building

加入国・地域	186か国・地域(WCO websiteより)
事務局員	約250名
日本の貢献	
分担金	1.4億円
関税協力基金	5.4億円 内訳 4.0億円(一般) 1.4億円(模倣品・海賊版拡散防止)

監視・手続局  
Compliance and Facilitation

### 日本の貢献

現在、我が国はWCO事務局本部及びアジア大洋州(A/P)における地域組織に21名(※)の職員を派遣し、WCOの政策立案・実施に大きく貢献しています。主な地域組織として、タイ(バンコク)に所在するアジア大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所(ROCB A/P)及び東京に所在するアジア大洋州地域情報連絡事務所(RILO A/P)があり、いずれも我が国出身の所長のリーダーシップの下で活動しています。

資金面では、運営経費となる分担金は、

#### 地域組織の主な活動

- ROCB A/P: アジア大洋州地域における開発途上国税関のニーズ把握、支援案件の形成・調整・実施を通じて、効果的かつ効率的なワークショップの企画・実施するなど、キャパシティ・ビルディング活動を主導。
- RILO A/P: 密輸情報交換の促進のための組織で、日々の情報交換の他、アジア大洋州地域レベル及び全世界レベルの密輸取締り強化策を企画・実施。

2024/2025年度において米国・中国について第3位(5.68%)であり、WCOが行う技術協力の財源となる関税協力基金については、2022/2023年度において、第1位(21.3%)となっており、主要な拠出メンバーとなっています。

今後、世界貿易の安全確保、円滑化のニーズの更なる高まりが予想される中、WCOの役割はますます重要になっており、我が国も引き続き積極的に貢献していきます。

## 日本税関は技術協力の先頭に立っています。

関税局・税関は、開発途上国税関の改革・近代化に貢献する世界の技術協力をリードしています。

### 関税技術協力

関税局・税関では、政府開発援助の一環として、開発途上国税関に対する技術協力（関税技術協力）を実施しています。関税技術協力は、税関手続の調和・簡素化を通じた貿易環境の整備、税関間のグローバルな協力を通じた密輸阻止やテロ対策の推進に資するほか、現地日系企業をはじめとする民間企業の利便性向上にも繋がるもので、関税技術協力は、開発途上国のみならず我が国にとっても、安全・安心な社会の実現や貿易の円滑化を進めるうえで有益な取組みです。

関税技術協力の形態には、開発途上国におけるワークショップ等に我が国税関職員を派遣する「短期専門家派遣」、開発途上国税関の職員を本邦に招聘して講義や視察を行う「受入研修」、国際協力機構（JICA）と協力し3年程度の技術協力プロジェクト等を行う「長期専門家派遣」があります。また、我が国の世界税関機構（WCO）への拠出金を活用し、WCOワークショップやWCO人材育成プログラムの実施を支援とともに、これらのワークショップへの職員派遣や人材育成プログラムの参加者に対する受入研修も実施しています。このほか、WCOへの職員派遣を通じて、税関分野の国際標準の普及にも取り組んでいます。

#### 形態別の支援実績

##### 開発途上国税関への職員派遣

長期専門家: ASEAN 6か国に対し

計7名（2025年3月現在）を派遣

短期専門家: 62件のワークショップに約129人を派遣  
(2024年度実施分)

##### 開発途上国税関職員の受入研修

26件の受入研修に240人が参加（2024年実施分）



バングラデシュ向け監視取締セミナー

WCO フェローシッププログラム

タイ向けリスク管理・旅客管理ワークショップ

### WCO 地域研修センター WCO Regional Training Centre

税関研修所は、2004年6月に「WCO 地域研修センター<sup>(\*)</sup>」に認定されて以降、バンコクにあるWCO 地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、アジア大洋州地域のWCOメンバーの税関職員を対象にワークショップ等を開催しています。2023年11月には第21回WCOアジア大洋州地域センター（RTC）長会合を、2024年2月にはWCOアジア大洋州ハイレベルラウンドテーブルを開催しました。

※WCO 地域研修センター：WCOメンバーを対象としたキャパシティ・ビルディング活動を実施している研修機関で、世界に33ヵ所（アジア大洋州地域に11ヵ所（日本・中国・フィジー・香港・インド・韓国・マレーシア・インドネシア・イラン・タイ・カンボジア））設けられている。

その他、政策研究大学院大学及び青山学院大学へのWCO留学プログラムを利用した留学生に対し、税関行政の改善に必要な知識や技能を伝授するための講義の実施、税関に係る国際標準の実施例を紹介するための税関現場視察を提供し、開発途上国税関の改革・近代化を推進しています。

今後とも、関係機関と協力しながら、税関の使命を適切に果たしていくための人材育成に、関係機関と協力しながら、積極的に貢献していくこととしています。



第21回WCOアジア大洋州地域研修所(RTC)長会合



WCOアジア大洋州ハイレベルラウンドテーブル

### WCO 地域税関分析所 WCO Regional Customs Laboratory

税関中央分析所は、2014年6月のWCOと日本税関による協力覚書への署名をもって、世界初の「WCO 地域税関分析所」として認定され、アジア大洋州地域を主とした税関分析所のキャパシティ・ビルディングに取り組んでいます。各国の分析所の設立、技術指導、分析に係る優良事例の作成・発出などの情報・経験の共有に取り組んでおり、地域内外の国から毎年4名程度の外国税関の研修生を約6週間受け入れて、税関分析に関する実務研修を実施する一方、分析専門家を海外税関に派遣して分析所の設立等に係る支援活動も行っております。また、2016年11月には、アジア大洋州地域のWCO加入国からの参加（23か国29名）に加え、域外からも参加を得て「税関分析に係るWCO地域ワークショップ」を、2023年4月には「WCOアジア大洋州地域分析所長会合（5か国）」を開催しています。これらの活動を通じて、地域で税関分析所間のネットワークが形成され、相互の協力、連携が進みつつあります。



WCO 地域税関分析所 Professionals Programme